

患者調査専門部会設置要綱

第1 設置

北海道エキノコックス症対策協議会条例（以下、「条例」という。）第7条第1項に基づき、エキノコックス症の感染状況等を調査審議するため、患者調査専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

第2 調査審議事項

条例第7条第2項に基づき、専門部会は次の事項について調査審議する。

- (1) エキノコックス症患者の発生状況に関する事。
- (2) エキノコックス症患者の治療状況に関する事。
- (3) エキノコックス症患者の予後に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

第3 専門部会委員の構成

部会長及び部会委員は、条例第7条第3項及び第4項に基づき指名された委員及び特別委員とする。

第4 調査審議の期間

第2に掲げる事項の調査審議の期間は2年とする。

第5 会議

会議の開催及び議事について、次のより行う。

- (1) 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集する。
- (2) 専門部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

第6 事務

この専門部会の事務は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。